

技能実習生の失踪者の割合について

失踪の報告のあった技能実習生数 (人)

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	合計
498	785	1,507	1,147	1,236	5,173

(法務省データ)

技能実習移行者数 (人)

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	合計
12,395	16,113	19,225	20,822	26,488	32,394	127,437

(法務省データ)

- 平成13年から平成17年までに報告のあった技能実習生のうち、失踪者数は5,173人。
- これに対し、当該期間に失踪者となる可能性のあった技能実習生の累計、すなわち、平成12年から平成17年までの技能実習移行者に係る累計は、12万7,437人。
- これを分母とすれば、失踪者の割合は4.1%となり、約96%の技能実習生が失踪等をせずに帰国していると言える。

企業単独型と団体管理型の研修生の要件

	研修生の要件	受入れ機関		
企業単独型	・ 送出し国の現地法人・合併企業の常勤職員	⇒	左記の親企業	
	・ 送出し国の引き続き1年以上または過去1年間に10億円以上の取引実績のある取引先の常勤職員	⇒	左記企業と相当の取引のある企業	
	・ 送出し国の公務員、中央銀行職員、国際機関職員等	⇒	特別な要件なし	
団体管理型	① 送出し国の国・地方公共団体からの推薦を受けた者 かつ ② 日本で受ける研修と同種の業務に従事した経験のある者		受入れ団体	受入れ企業等
			商工会議所・商工会	会員の中小企業
			中小企業団体	組合員の中小企業
			農業共同組合等	農業を営む組合員
			公益法人等	会員の企業

【研修生受入れ人数の上限】

入管法に基づく基準省令において、受入れ企業の常勤職員1/20と規定されている。

また、基準省令第6号の特例告示においては、団体監理型の研修生の受入れ人数枠について、それぞれ受入れ企業の常勤職員数に従い上限が規定されている。

区分	第1次受入機関	受入れを行う企業等の常勤職員数	研修生の人数枠
A	企業単独型		常勤職員の5%以内
	民法第34条による社団・財団法人		
	職業訓練法人(財団法人)		
B	商工会義所・商工会	201人以上300人以下	15人
	中小企業団体	101人以上200人以下	10人
		51人以上100人以下	6人
	職業訓練法人(社団法人)	50人以下	3人
C	農業協同組合 農業技術協力を行う公益法人	農業を営む組合員	2人以下

団体監理型における中小企業団体(B区分)傘下企業における受入れ人数のシミュレーション
(従業員3~50名の企業における受入れのケース)

